

65歳以上の皆さんへ

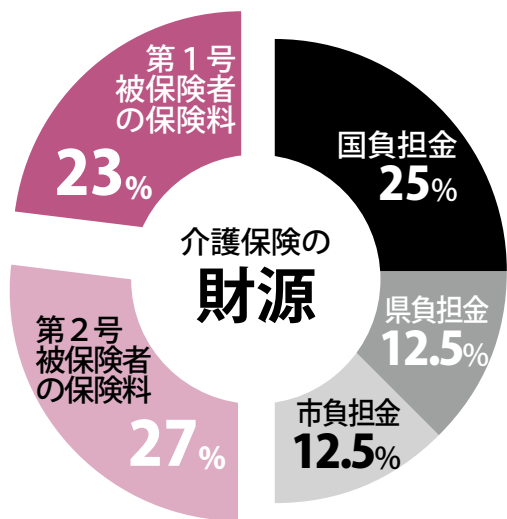
納めて安心！介護保険料

介護福祉課 電話 65・1241 37・3844

皆さんが納める保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。安心してサービスが受けられるよう、期限内の納付をお願いします。

■介護保険の財源

介護サービスを1割負担した場合、残り9割は、国や県、市の公費、40歳以上の被保険者が納める介護保険料で賄われています。この保険料には、40歳以上65歳未満の人が加入している健康保険料に含まれているもの（第2号被保険者の保険料）



と、65歳以上の人が納める介護保険料（第1号被保険者の保険料）の2種類があります。

■65歳以上の介護保険料

65歳になり、介護保険の第1号被保険者になると、介護保険料を市へ納めるようになります。

令和2年度の介護保険料決定通知書・納入通知書は、7月中旬に郵送します。保険料の算出根拠は、本人および同一世帯員の所得によって毎年変わり、今年度は、非課税世帯の保険料が減額となります。これは、昨年10月からの消費税増税を財源とした変更です（表）。

また、介護保険料は社会保険料控除の対象です。年末調整や申告の時期に納付確認書が必要な人は介護福祉課（介護保険料係）までお問い合わせください。発行手数料は無料です。

表 令和2年度（第7期）の介護保険料年額

対象者	保険料年額(円)
第1段階 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税または世帯全員が市民税非課税者で、合計所得金額*と課税年金収入額の合計額が80万円以下	22,600 基準額×0.3
第2段階 世帯全員が市民税非課税者で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	37,800 基準額×0.5
第3段階 世帯全員が市民税非課税者で、上記2段階以外	52,900 基準額×0.7
第4段階 世帯内には市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	64,200 基準額×0.85
第5段階 世帯内には市民税課税者がいるが本人は市民税非課税で、上記第4段階以外	75,600 基準額
第6段階 本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満	90,700 基準額×1.20
第7段階 本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上かつ200万円未満	94,500 基準額×1.25
第8段階 本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上かつ300万円未満	113,400 基準額×1.50
第9段階 本人が市民税課税者で、合計所得金額が300万円以上かつ350万円未満	128,500 基準額×1.70
第10段階 本人が市民税課税者で、合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	136,000 基準額×1.80
第11段階 本人が市民税課税者で、合計所得金額が500万円以上	139,800 基準額×1.85

介護保険料は、前年の所得を基に算出しています。

*「合計所得金額」は収入金額から必要経費に相当するものを控除した金額のことで、所得控除や医療費控除などを控除する前の金額です。

■負担割合証（黄色）を更新します

要支援・要介護認定を受けた人や総合事業の事業対象者がお持ちの「介護保険負担割合証」は、7月31日で適用期間が終了します。

新しい負担割合証は7月中旬に郵送します（認定更新申請中の人は更新に合わせて郵送します）。届いた負担割合証はケアマネジャーや施設職員などに提示してください。

また、適用期間の終了した負担割合証は、8月に入ってから返却してください。

介護保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことなどにより、介護保険料の納付が著しく困難となったときは、一定期間の納付猶予や減免を受けられる場合があります。介護福祉課介護保険料係までご相談ください。